

**やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進（連携自治体ツーリズム）
業務委託優先受託候補者の選考方法**

1 企画提案書書類審査の選考方法および得点配分について（第一次審査）

(1) 企画提案書書類審査の選考方法

ア 第二次審査参加者の選考

優先受託候補者の選考については、次の評価分類を指標とする。

- ・技術点 「提案書記載項目等一覧（第一次審査用）（別紙2）」に基づく提案内容から評価

「2 技術点の採点方法」において定める採点方法により算出する。各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）が最も高い上位5者を第二次審査参加者とする。

イ 合計平均点で同順位の者があった場合の第二次審査参加者の決定方法

合計平均点で同順位の者があり上位5者が決定できない場合は、まず「(4)テストマーケティングの実施」の項目の各選考審査委員の評価平均点が上位の者を第二次審査参加者とし、次にくじ引きにより第二次審査参加者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点）

評価の点数（技術点）については、合計80点満点とする。

2 技術点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（第一次審査用）（別紙2）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表1 企画提案書評価の判断基準】に基づき、5点から0点の6段階による評価を行い、【算出方法1 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表1 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法1 技術点】

「技術点」 = (評価点 / 5点) × 各評価項目の配点

⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

2 優先受託候補者の選考方法および得点配分について（第二次審査）

(2) 優先受託候補者の選考方法

ア 優先受託候補者の選考

優先受託候補者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点 「提案書記載項目等一覧（第二次審査用）（別紙2）」に基づく

提案内容から評価

- ・価格点 「見積書（様式2-2）」に記載された金額（税込）から評価

「2 技術点、価格点の採点方法」において定める採点方法により算出する。各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先受託候補者として選考し、次に高い者を次点受託候補者として選考する（ただし、優先受託候補者となるには、技術点の合計平均点が54点以上でなければならない）。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先受託候補者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先受託候補者とする。それでも優先受託候補者が決定しない場合は、まずは「3.2(4)テストマーケティングの実施」の項目の各選考審査委員の評価平均点が上位の者を優先受託候補者とし、次にくじ引きにより優先受託候補者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計110点満点とし、得点配分については【表2 評価分類の配点】のとおりとする。

【表2 評価分類の配点】

合 計 点	技術点	100点
110点	価格点	10点

2 技術点、価格点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（第二次審査用）（別紙2）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表3 企画提案書評価の判断基準】に基づき、5点から0点の6段階による評価を行い、【算出方法2 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表3 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法2 技術点】

「技術点」 = (評価点 / 5点) × 各評価項目の配点

⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(2) 價格点の採点方法

「やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進（連携自治体ツーリズム）公募型プロポーザル実施要項」の「第2 4 提案上限額」に記載した上限額を基に、「見積書（様式2-2）」に記載された金額（税込）の評価を行う。

なお、價格点の採点にあたっては、【算出方法3 價格点】の計算式により算出する。

【算出方法3 價格点】

提出された見積書のうち、1125万円以下については、一律10点とし、
1125万円を超える價格の價格点については、次の計算により算出する。

$$\text{「價格点」} = \left[\frac{1250\text{万円} - \text{見積金額}}{125\text{万円}} \right] \times 10\text{点}$$

〔小数点以下第2位を四捨五入〕